平成２１年（フ）第６０２６号
大阪市平野区加美北５丁目９番３―707号
債務者　宇都宮美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３１号
大阪市天王寺区上汐５丁目４番10号　カナセ上汐403号
債務者　西原　宏治
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５号
福岡県行橋市大字高瀬235番地１
債務者　小倉　武峰
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
福島県大沼郡会津美里町字高田甲4408番地、前住所福島県大沼郡会津高田町字高田3239番地１
債務者　鈴木　　光
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜2142番地
債務者　曽我部早苗
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜2142番地
債務者　曽我部洋彰
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８２号
新潟県村上市山居町２丁目４番13号　サンハイツ202
債務者　菊地　美枝
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８３号
新潟県阿賀野市寺社甲3777番地10
債務者　北澤　恵利
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８５号
新潟県新発田市東新町１丁目９番32号
債務者　吉田　昌志
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８６号
新潟県新発田市東新町１丁目９番32号
債務者　吉田　清美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８９号
新潟県新発田市中央町１丁目７番15号
債務者　澁谷　敦子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１８号
山口県長門市西深川2749番地１
債務者　小笹　芳江
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１９号
山口県萩市大字唐樋町62番地
債務者　吉見　明芳
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２０号
山口県萩市大字唐樋町62番地
債務者　吉見　浩子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２１号
山口県長門市西深川2749番地１
債務者　小笹　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２３号
山口県萩市川上495番地４
債務者　毎田　雅謙
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２９号
山口県萩市大字山田4270番地６　市住玉江団地Ａ棟304号
債務者　田中　明夫
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第４４号
山口県長門市仙崎398番地６
債務者　田中　文代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部